

みなぎ台北自治会 ホームページ運用規則

平成27年04月05日 施行

改正 令和6年04月01日

(目的)

第1条 この運用規則は、みなぎ台北自治会ホームページ（以下「HP」という）及びみなぎ台北自治会LINE公式アカウント（以下「自治会LINEアカウント」という）の運用維持管理等の取決めを定める。これらはHP及び自治会LINEアカウント（以下「HP等」という）を公開するにあたり適切に遵守するものとする。HP等は下記の目的の為、インターネット上に情報の公開とコミュニティの場を設ける。

1. 回覧板や掲示板掲示、自治会報以外の告知手段として、インターネット環境を利用する会員向けに、会からの情報の迅速な伝達による自治会広報活動の円滑化を図る。
2. 会員からの情報提供や意見提出、交流の場を設けることにより、会員相互の親睦の充実を目的として運用を行う。

(HP等実務担当者)

第2条 ホームページ（サーバー内プログラム等含む）及びLINEアカウント管理が行える一定の専門的知識を有する者とする。自治会役員の広報担当者もしくは、みなぎ台北自治会規約第16条第2項により、議決機関の議を経て会長が委嘱した者をHP等実務担当者として定める。

(管理運営)

第3条 HP等実務担当者及び自治会役員は、下記の通り運用組織としてそれぞれの役割を担い適切に管理・運営する。

1. 運用組織と役割

- ① 自治会長 運用管理について適切な指導を行う。情報公開可否権限を有す。
行事の案内、その他掲載すべき情報をHP等実務担当者へ提供する
- ② 同副会長 同上
- ③ 自治会役員 行事の案内、その他掲載すべき情報をHP等実務担当者へ提供する
- ④ HP等実務担当者 掲載情報の収集及び、HP等の管理や運用・公開を担当する

2. 運用組織は以下のルールに基づき適切な運営を行う

- ① 役員会にて、自治会長のもとHP等への掲載内容の選定を行う
- ② 記事や写真等掲載情報の収集は、HP等実務担当者と役員が協力し対応する
- ③ HP作成及びLINEアカウント管理において、個人情報の保護及び公序良俗の維持に公正に対処する
- ④ 個人的な利用や営利を目的とした宣伝に利用してはならない
- ⑤ サーバーの選定については、利用者の立場でHPの見易さに配慮する為、広告表示が入る無料レンタルサーバーの選択は極力避けるようにし費用・信頼性等を考慮して選定する

- ⑥ 公開が禁止されている情報および、公開の承認が得られていない情報の誤発信を防ぐため、細心の注意を払う
- ⑦ 自治会LINEアカウントの管理アクセス権者は原則HP等実務担当者とする。

(掲載内容)

第4条 HP等には、生活を支援する情報や自治会行事の予定・報告、自治会会員の投稿記事等を掲載する。第7条に示す、公開を禁止する情報は掲載を禁止する。投稿記事における個人情報(氏名等)は、原則個人名は匿名化し個人特定要素を隠匿するよう対処するが、その運用は運用組織内での協議の上で随時適切に判断することとする。

(情報の収集と公開)

第5条 HP等実務担当者は、自治会活動における新たな情報が発生した時、その情報を収集するとともに、自治会役員はHP実務担当者に対し情報提供に協力する。HP等実務担当者は、HP等にて公開しようとする情報について、情報公開可否権限者の承認を得た上で投稿を行う。

(公開情報の修正及び削除)

第6条 既にHP等上に公開済みの情報について、閲覧者から修正または削除要求が出された場合、HP等実務担当者は情報公開可否権限者の承認を得た上で、要求部分の修正及び削除ができるものとする。

(公開を禁止する情報)

第7条 公開する情報について、下記に定める情報の公開は禁止とする

1. 氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報。但し、本人の了解が得られている場合や、自治会役員が自治会業務上必要な連絡先として氏名、電話番号、メールアドレス等を記載する場合は除く
2. 法律に違反する行為、自治会及び第三者に不利益等をもたらす内容
3. 情報公開可否権限者が掲載は不適切であると判断したもの

(免責事項)

第8条 HP等を利用した事により発生した損害及び第三者に与えた損害について、自治会・運用組織は責任を負わないものとする

(規則の改定・廃止)

第9条 本規則の改訂及び廃止は、役員会にて協議の上決定する。

(附則)

1. 本規則は、HPの自治会公式化に伴い平成27年4月5日より施行する
2. 令和6年4月1日より自治会LINE公式アカウント運用に対応した内容に変更。